

生活保護法  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住  
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立  
の支援に関する法律

## 指定施術機関・助産機関 指定申請書

生活保護法第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

申請者	氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
	住所	〒 - Tel ( ) -
開設している(勤務している)施術所又は助産所の名称	名称	(フリガナ)
開設している(勤務している)施術所又は助産所の所在地	所在地	〒 - Tel ( ) -
開設している(勤務している)施術所又は助産所の開設者名	開設者名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
加入している施術者団体(施術者のみ)		
業務の種類		<input type="checkbox"/> 柔道整復 <input type="checkbox"/> はり・きゅう <input type="checkbox"/> あん摩・マッサージ <input type="checkbox"/> 助産
希望する指定年月日		年 月 日

### 指定施術・助産機関遵守事項

- 指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき、患者の助産又は施術を担当するときは、同規程に定めるところによる。
- 施術等料金は、別に厚生労働省社会・援護局長が定める「医療扶助運営要領について」により算定した額とする。
- 東大阪市長は、施術等の内容及び施術等の料金請求の適否を調査するため必要であると認めるときは、助産・施術機関に対して必要と認める事項の報告を求め、又は実地に設備若しくは施術録等その他の帳簿書類を検査できる。

年 月 日

(申請先)

東 大 阪 市 長

〒 -

住 所

申請者

氏 名

## 注意事項

- 1 施術所を開設している施術者が申請する場合、施術所の所在地を管轄する市へ指定申請してください。開設者でない施術者(勤務施術者)が申請する場合は、住所地を管轄する市へ指定申請してください。なお、東大阪市の場合は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を経由して東大阪市長あてにこの申請書を提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、公示するほか、指定通知書により通知します。
- 4 施術者は、個人を指定します。同一の施術所で複数の施術者が施術を行う場合は、施術者ごとに申請が必要です。また、一人の施術者が柔道整復とあんま・マッサージ、はり・きゅうの申請を行う場合も、それぞれにつき、この書類を1枚ずつ作成してください。
- 5 複数の施術所に勤務する場合は、【別紙】複数勤務先届出書にすべての勤務先の情報を明記し、併せて提出してください。

## 記載要領

- 1 「申請者」の電話番号は、当申請に関して問い合わせ事項が発生した際に使用するものです。平日の日中に連絡のつく電話番号を記載してください。
- 2 「開設している(勤務している)施術所又は助産所の名称」は、略称等を用いることなく、正式な名称を記載してください。
- 3 「開設している(勤務している)施術所又は助産所の名称」は、施術所を持たない施術者(出張専門)が申請する場合は、「往療専門」と記載してください。
- 4 「開設している(勤務している)施術所又は助産所の開設者名」は、申請者と開設者が同じ場合は「申請者と同じ」に☑をしてください。申請者と開設者が異なる場合は、開設者名を記載してください。
- 5 「業務の種類」は、該当する業務に☑をしてください。